諮問番号：令和３年度諮問第４０号

答申番号：令和３年度答申第４０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年１２月１３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分１」という。）、平成３０年１月１７日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分２」という。）及び同年２月１４日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分３」といい、本件処分１、本件処分２及び本件処分３を併せて、「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人が処分庁へ提出した資料等は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２（９）アに該当しており、就労活動促進費の支給要件を満たしていると考えることができるにもかかわらず、処分庁が、支給要件に該当しないとして行った本件処分は、法第１条から第４条等及び憲法第２５条、第２７条１項等に違反し、不当であり違法である。

よって、本件処分の取消しを求め、平成２９年１２月分から平成３０年２月分までの就労活動促進費の支給決定処分を請求する。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分についてみると、処分庁は、①平成２９年１２月1日付けで審査請求人が処分庁に行った就労活動促進費の支給申請（以下「本件申請１」という。）について、同年４月３日付けの自立活動確認書（以下「本件確認書１」という。）における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを処分庁が決定しており、延長していない限り再延長を認めることができないことを理由として本件処分１を行ったこと、②平成３０年１月分又は同年２月分の就労活動促進費の支給申請（以下、同年１月分の申請を「本件申請２」と、同年２月分の申請を「本件申請３」という。）について、本件確認書１における就労活動促進費の支給対象期間を延長、再延長しないことを処分庁が決定していることを理由として、本件処分２又は本件処分３を行ったことが認められる。

（２）局長通知第７の２（９）のとおり、就労活動促進費の支給要件として、「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」と規定するところ、早期に就労による保護脱却が可能であるか否かの判断については、保護の実施機関が、被保護者の稼働能力の活用の程度や、生活歴、職歴、就労活動実績等を踏まえた総合的な観点から組織的に検討を行うべきものである。

また、局長通知第７の２（９）、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第７の問９３及び就労活動促進費及び自立活動確認書に関するＱ＆Ａの発出について（平成２５年７月１９日厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長事務連絡。以下「自立支援係長事務連絡」という。）Ｑ１２のＡのとおり、支給対象期間の延長については、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、認めて差し支えないとされている。

（３）本件処分までの経緯についてみると、①本件確認書１の活動期間は平成２９年３月１３日から同年９月１２日であったこと、②処分庁は、同月５日に審査請求人から活動期間を同月１３日から同年１２月１２日とする自立活動確認書（以下「本件確認書２」という。）の提出を受け、同年９月６日に開催したケース診断会議において、これまでの６か月間の求職活動状況を確認したが採用に至っておらず、これまでの求職活動及び面接の状況から今後の効果が客観的に判断できないという状況を総合的に判断し、支給対象期間の延長を認めないことを決定し、同年９月分の就労活動促進費の支給申請を却下することを決定したこと、③処分庁は、同年１０月分及び同年１１月分の就労活動促進費の支給申請について、ケース診断会議において就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを確認し、これらの支給申請を却下することを決定したこと、④処分庁は、本件申請１、本件申請２及び本件申請３について、それぞれケース診断会議において検討の上、就労活動促進費の支給対象期間を延長、再延長しないことを決定していること等を理由として、本件処分を行ったことが認められ、処分庁は組織的な検討を行った上で、就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定し、その決定を踏まえ、同様に組織的検討を経て本件処分を行ったものと言える。

また、審査請求人の求職活動及び就労の状況についてみると、①審査請求人は平成２９年４月分から同年１１月分までの就労活動促進費の支給申請を行い、就労活動促進費の支給対象期間中に求職活動を行ってきたが就労に至らなかったこと、②複数の保護の実施機関において保護を受給し、求職活動を行ってきたが就労に至らなかったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、就労活動促進費の支給対象期間において、多数の求職活動を行っていたことが認められる一方で、そのいずれも就労には至らず、かつ、審査請求人は、複数の保護の実施機関において保護を受給している長期にわたる期間において就労していないという事実を踏まえると、処分庁が、組織的検討の上、審査請求人の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとの判断を行わず、支給対象期間を延長しないこととした処分庁の判断に誤りは認められない。

したがって、就労活動促進費の支給対象期間を延長、再延長しないことを決定していること等を理由として、本件処分を行った処分庁の判断に誤りは認められない。

（４）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（５）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和４年１月　７日　　諮問書の受領

令和４年１月１２日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限:１月２６日

　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限:１月２６日

令和４年１月２４日　　第１回審議

令和４年２月２１日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

（４）法第２４条第３項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第４項は、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と定めている。

（５）局長通知第７の２（９）は、就労活動促進費について、次のとおり記している。

「ア　次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

（ア）早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

　　　（イ）次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

ａ　「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成２５年５月１６日社援発０５１６第１８号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）に基づき、以下のｂからｄに定める求職活動を行っていること。なお、ｂからｄに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がｂからｄの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

ｂ　原則、月１回以上求職先の面接を受けている又は月３回以上求職先に応募していること（後略）。

ｃ　原則、月１回以上保護の実施機関の面接を受けること（後略）。

ｄ　確認書に基づく求職活動として、（ａ）から（ｃ）までを組み合わせて原則週１回以上の活動を月６回以上行っていること（求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

（ａ）公共職業安定所における求職活動

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、１日に複数回行った場合でも１回として算定すること。

・公共職業安定所での職業相談及び職業紹介（後略）

・求職活動で必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。（同内容のセミナーは１回に限り対象とする。）

（ｂ）「平成１７年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成１７年３月３１日社援発第０３３１００３号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加（後略）

（ｃ）「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成２５年３月２９日雇児発０３２９第３０号、社援発０３２９第７７号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」）に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

イ　就労活動促進費は、月額５，０００円とする。

ウ　支給対象期間は、原則６か月以内とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、３か月以内の支給対象期間を２回まで（最長１年まで）延長できるものとする。

エ　支給は、本人の申請に基づき、局〔局長通知〕第７の２の（９）のアに定める要件を確認の上、行うこと。

オ　支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成２５年５月１６日社援発０５１６第１８号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「求職活動状況・収入申告書」により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの（イ）のｃにおける原則月１回以上の面接においても活動状況を確認すること。

カ　支給にあたっては、支給前１か月間の活動実績を確認することとし、原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。

キ　就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。

ク　過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から５年が経過している場合にはこの限りではない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（６）就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について（平成２５年５月１６日社援発０５１６第１８号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成２５年局長通知」という。）の「２　対象者」では、支援の対象者について、「保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者（保護開始時点では就労困難と判断された者が、その後、就労可能と認められるようになった場合にはその者も含む。また、保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる場合であっても、本支援を行うことが特に必要と判断した場合にはその者も含む。）（後略）」と記している。

なお、平成２５年局長通知は、処理基準である。

（７）課長通知の第７の問９２の答は、局長通知第７の２（９）のアの（ア）にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」について、平成２５年局長通知の２に定める対象者のうち、「現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

（８）課長通知第７の問９３は、局長通知第７の２（９）ウにいう支給対象期間の定め方について、「「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成２５年５月１６日社援発０５１６第１８号厚生労働省社会・援護局長通知〔平成２５年局長通知〕）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）において定めた原則６か月以内の活動期間とする。なお、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、その確認書の活動延長期間（最長３か月間）まで支給対象期間として差し支えない。さらに、その延長期間経過時点で、３か月以内で就労に至る蓋然性が特に高いと認められるとして、確認書に定める活動期間を延長（最長３か月間）された場合には当該期間も、支給対象期間として差し支えない。（最長１年間）」と記している。

（９）自立支援係長事務連絡Ｑ９のＡは、「確認書における活動期間のうち、就労活動促進費の支給要件に該当する活動を実施しようとする期間が促進費の支給対象期間となる。ただし、促進費は、支給前１か月間の求職活動の実績を確認した上で支給するため、活動期間の当初月には支給されることはない。（例えば、確認書における活動期間が６か月の場合、前月の活動実績を確認して支給するため、確認書の活動期間を延長しない限り、支給期間は最大５か月となる。）」と記している。

（１０）自立支援係長事務連絡Ｑ１０のＡは、「就労活動促進費は、早期脱却を目指した一定の活動期間における就労活動を支援するものであり、その連続した活動期間を支給対象とする。この場合、局長通知第７の２の（９）のカにより確認した結果、支給要件を満たさずに支給されなかった期間を含めることとし、課長通知問９７にいう傷病等のやむを得ない理由で求職活動を継続することが困難と保護の実施機関が判断し、支給対象外となった期間を除くものとする。」と記している。

（１１）自立支援係長事務連絡Ｑ１２のＡは、「支給対象期間の延長については、これまでの求職活動の取組状況及び活動結果（例：複数回面接選考に進んだ実績がある等）を踏まえ、集中的な支援の継続が効果的と判断される場合に認めて差し支えないものとする。また、支給対象期間の再延長については、求職活動の取組状況及び活動結果（例：現在、最終面接選考を控えているなど）を踏まえ、就職の蓋然性が高いと保護の実施機関が判断される場合に認めて差し支えないものとする。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された、本件審査請求の諮問書の添付書類（事件記録）及び審査請求人が行った他の審査請求（令和３年度諮問第３９号）の諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年３月１３日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

処分庁の新規申請調査ケース記録票には、保護申請の事由の欄に「○○○○○○の母名義の持家で単身生活し、平成２７年５月１日から保護を受給していたが、（中略）平成２９年３月１２日に当○に転居する。求職活動はしてきたが、就職には至らず、当○にて生活保護を受給したいということで来所。（後略）」と、生活歴の欄に「（前略）大学卒業後（中略）（○○○メーカー）でルートセイルス営業担当　自己都合で離職　Ｈ１０年～Ｈ１１．３（中略）市役所（○○○主事）　Ｈ１６．５～Ｈ１６．８（中略）非常勤職員　○○○○調査　Ｈ１９．４～Ｈ２０．３（中略）非常勤職員　Ｈ２１～Ｈ２２（中略）非常勤職員　≪保護歴≫Ｈ２２．１０．５～Ｈ２３．２．２８（中略）　Ｈ２３.３.１～Ｈ２６.９.２０　（中略）　Ｈ２６．９．２１～Ｈ２６．１０．２９（中略）　Ｈ２７．５．１～Ｈ２９．３．１２（後略）」と記載されている。

（２）平成２９年４月３日、審査請求人は、処分庁を訪問し「保護開始（変更）申請書」に同年３月分の求職活動状況申告書別紙及び審査請求人が作成した本件確認書１等を併せて提出し、同年４月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行った。

本件確認書１には、活動期間として、「平成２９年３月１３日～平成２９年９月１２日」と記載されている。

同月１７日付けで、処分庁は、上記申請を却下する内容の処分を行った。

（３）平成２９年５月１日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年５月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月１１日付けで、処分庁は却下決定する内容の処分を行った。

（４）平成２９年６月２日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年６月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月１５日付けで、処分庁は支給決定する内容の処分を行った。

（５）平成２９年７月３日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年７月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月１３日付けで、処分庁は支給決定する内容の処分を行った。

（６）平成２９年８月１日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年８月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月１０日付けで、処分庁は決支給定する内容の処分を行った。

（７）平成２９年９月１日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年９月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行った。

（８）平成２９年９月５日、審査請求人は処分庁を訪問し、本件確認書２を提出した。

本件確認書２には、活動期間として、「平成２９年９月１３日～平成２９年１２月１２日」と記載されている。

（９）平成２９年９月６日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、「４．問題点」の欄に「１促進費の支給対象期間は活動期間（平成２９年３月１３日～９月１２日）の初月を除く５ヵ月（４月－８月）であり、今回の申請は対象期間を超えているため、却下とするか。　２（主）〔審査請求人〕より、支給対象期間を延長するよう申立てがあったが、集中的な支援の継続が効果的と判断し期間を延長するか。（後略）」と、「５．結論」の欄に「１及び２について→これまで６か月間の求職活動状況を確認したところ、毎月一定数の求職応募をし、面接も複数回受けてはいるものの採用には至っていない。また、（主）は総合就職サポート事業及びＨＷ〔ハローワーク〕事業を活用せずに自己活動を続けているため、これまでの求職活動状況及び面接状況について今後の効果が客観的に判断できない。これらの状況を総合的に判断し、延長は認めず、本申請は支給対象期間を超えているため申請を却下する。（後略）」と記載されている。

（１０）平成２９年９月１２日付けで、処分庁は、前記（７）に記載の申請を却下決定する内容の処分を行った。

（１１）平成２９年１０月２日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年１０月分の就労活動促進費の支給を求める申請を行った。

（１２）平成２９年１０月４日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票の「４．問題点」の欄には、「１.９月２７日付け促進費（９月分）の再申請について、９月６日付けケース診断会議の内容と同様に、延長は認めず申請を却下してよいか。２.１０月２日付け促進費（１０月分）の申請について、延長は認めず申請を却下してよいか。（後略）」と、「５．結論」の欄には「１について　平成２９年３月１３日～平成２９年９月１２日（４月３日付け自立活動確認書〔本件確認書１〕における活動期間）の求職活動状況を検討し、以下の状況から、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが、早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないため、申請を却下する。・面接を複数回受けてはいるものの二次以降の面接に進んだ実績がない。・同じ求人先に何度も応募するなど、求人の応募先に偏りがある。　２について　上記の通り、支給対象期間を延長しないため、申請を却下する。（後略）」と記載されている。

（１３）平成２９年１０月１０日付けで、処分庁は、前記（１１）に記載の申請を却下決定する内容の処分を行った。

（１４）平成２９年１１月１日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年１１月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行った。

（１５）平成２９年１１月８日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票の「４．問題点」の欄には、「①９月及び１０月分就労活動促進費と同様、支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため、１１月分促進費についても申請を却下してもよいか。」と、「５．結論」の欄には、「①について（中略）平成２９年４月３日付け自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しているため、１１月分促進費についても申請を却下する。（後略）」と記載されている。

（１６）平成２９年１１月１３日付けで、処分庁は、前記（１４）に記載の申請を却下決定する内容の処分を行った。

（１７）平成２９年１２月１日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年１２月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請１を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、１１月分の求職活動状況は、６日間に７件の求人に応募し、求職結果が判明している６件について、うち１件は面接が実施され、５件は面接の実施はなく不採用であった。

同日、審査請求人は、自立活動確認書を提出した。なお、当該確認書には、活動期間として、「平成２９年１２月１３日～平成３０年３月１２日」と記載されている。

（１８）平成２９年１２月６日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、「４.問題点」の欄に「①９月～１１月分就労活動促進費と同様、支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため、１２月分促進費についても申請を却下してもよいか。（後略）」、「５.結論」の欄に「①について（中略）平成２９年４月３日付け自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しており、延長していない限りは再延長についても認められないため、１２月分申請を却下する。（後略）」と記載されている。

（１９）平成２９年１２月１３日付けで、処分庁は、本件申請１を却下決定する内容の本件処分１を行った。

本件処分１の通知書の却下の理由の欄には、「平成２９年４月３日付自立活動確認書〔本件確認書１〕における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しており、延長しない限り再延長を認めることができないため。」と記載されている。

（２０）平成３０年１月４日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年１月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請２を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、平成２９年１２月分の求職活動状況は、６日間に同一の求職先の３件の求人を含む８件に応募し、求職結果が判明している４件について、２件は面接が実施され、２件は面接の実施はなく不採用であった。

（２１）平成３０年１月１１日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、「４.問題点」の欄に「①９月～１２月分就労活動促進費と同様、支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため、１月分促進費についても申請を却下してもよいか。（後略）」、「５.結論」の欄に「①について（中略）平成２９年４月３日付け自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しており、延長していない限りは再延長についても認められないため、１月分申請を却下する。（後略）」と記載されている。

（２２）平成３０年１月１７日付けで、処分庁は、本件申請２を却下決定する内容の本件処分２を行った。

本件処分２の通知書の却下の理由の欄には、「平成２９年４月３日付自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長、再延長しないことを実施機関が決定しているため。」と記載されている。

（２３）平成３０年２月１日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年２月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請３を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、１月分の求職活動状況は、６日間に同一の求職先の２件の求人を含む９件に応募し、求職結果が判明している６件について、３件は面接が実施され、３件は面接の実施はなく不採用であった。

（２４）平成３０年２月７日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、「４.問題点」の欄に「①９月～１２月分就労活動促進費と同様、支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため、２月分促進費についても申請を却下してもよいか。（後略）」、「５.結論」の欄に「①について（中略）平成２９年４月３日付け自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しており、延長していない限りは再延長についても認められないため、２月分申請を却下する。（後略）」と記載されている。

（２５）平成３０年２月１４日付けで、処分庁は、本件申請３を却下決定する内容の本件処分３を行った。

本件処分３の通知書の却下の理由の欄には、「平成２９年４月３日付自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長、再延長しないことを実施機関が決定しているため。」と記載されている。

（２６）平成３０年２月２８日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、処分庁へ提出した資料等は、就労活動促進費の支給要件を満たしていると考えることができるにもかかわらず、これに該当しないとして行った本件処分は、不当であり、違法である旨主張する。

前記１（５）のとおり、局長通知は、就労活動促進費の支給要件として、「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」と示している。

就労活動促進費の支給対象期間については、①前記１（５）の局長通知において、支給対象期間は、原則６か月以内とするとされているところ、②前記１（８）の課長通知において、支給対象期間の延長は、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、認めて差し支えないとされており、③前記１（１１）の自立支援係長事務連絡において、支給対象期間の再延長は、求職活動の取組状況及び活動結果（例：現在、最終面接選考を控えているなど）を踏まえ、就職の蓋然性が高いと保護の実施機関が判断される場合に認めて差し支えないとされている。これらの通知等の内容には不合理な点は認められない。

（２）そこで、本件処分までの経緯についてみると、前記２のとおり、①本件確認書１の活動期間は平成２９年３月１３日から同年９月１２日であること、②処分庁は、同年９月５日に本件確認書２の提出を受け、同月６日に開催したケース診断会議において、これまでの６か月間の求職活動状況を確認したが採用に至っておらず、これまでの求職活動及び面接の状況から今後の効果が客観的に判断できないという状況を総合的に判断し、支給対象期間の延長を認めないことを決定し、同年９月分の就労活動促進費の支給申請を却下することを決定したこと、③処分庁は、同年１０月分及び同年１１月分の就労活動促進費の支給申請について、ケース診断会議において９月分における判断と同様に、就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを確認し、これらの支給申請を却下することを決定したこと、④処分庁は、本件申請１について、ケース診断会議において、既に就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しているため、延長していない限りは再延長は認められない旨決定し、本件処分１を行ったこと、⑤処分庁は、本件申請２及び本件申請３について、それぞれケース診断会議において検討の上、就労活動促進費の支給対象期間を再延長しないことが決定されていることを理由として、本件処分２及び本件処分３を行ったことが認められる。

したがって、処分庁は就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定し、その決定を踏まえ、延長しない限り再延長を認めることはできないとの判断を経て、本件処分を行ったものと言える。

（３）次に、審査請求人の求職活動及び就労の状況についてみると、前記２のとおり、審査請求人は、①平成２９年４月分から同年１１月分までの就労活動促進費の支給申請を行い、就労活動促進費の支給対象期間中に求職活動を行ってきたが就労に至らなかったこと、②複数の保護の実施機関において保護を受給し、求職活動を行ってきたが就労に至らなかったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、就労活動促進費の支給対象期間において、多数の求職活動を行っていたことが認められる一方で、そのいずれも就労には至らなかった。こうした事実を踏まえると、処分庁が、審査請求人の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとの判断を行わず、支給対象期間を延長しないと判断したことをもって、処分庁の判断に不合理な点を認めることはできない。

そうすると、就労活動促進費の支給対象期間を延長しない限り再延長を認めることができないとの処分庁の判断にも不合理な点は認められない。

（４）以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子